「区役所が分掌する事務の条例化にあたっての基本的な考え方(案)」 に対する市民意見提出手続きの実施結果について

1 意見募集期間

平成27年11月16日(月)~平成27年12月15日(火)

2 意見提出状況

(1)提出者 12人

(2) 提出意見 21件

(3)提出方法 電子メール:11人、持参:1人、郵送:0人、FAX:0人

(4)提出された意見の内訳

		意見への対応			
		①「条例化にあたっ	②「条例化にあたっ	③「条例化にあたっ	
区分	 件数	ての基本的な考え方	ての基本的な考え方	ての基本的な考え方	
		(案)」で対応済み	(案)」に反映する	(案)」に反映しない	
				が、今後の取組みの	
				参考とする	
ア 条例化に対	9	0	0	0	
するご意見	9	O	O	9	
イ 今後の取組					
みの方向性に	11	1	1	9	
対するご意見					
ウ その他	1	1	0	0	
合 計	21	2	1	18	

3 提出された意見の概要と市の考え方

資料1のとおり

4 意見に基づく「区役所が分掌する事務の条例化にあたっての基本的な考え方 (案)」の修正

資料2のとおり

- 5 修正後の「区役所が分掌する事務の条例化にあたっての基本的な考え方(案)」 資料3のとおり
- 6 今後のスケジュール(予定)

平成28年2月議会 条例議案の提出

平成28年4月1日 条例の施行

「区役所が分掌する事務の条例化にあたっての基本的な考え方(案)」に ついての意見の概要と市の考え方

意見への対応

- ① 「条例化にあたっての基本的な考え方(案)」で対応済み
- ② 「条例化にあたっての基本的な考え方(案)」に反映する
- ③ 「条例化にあたっての基本的な考え方(案)」に反映しないが、今後の取組みの参考とする

1					
No.	意見の概要	対応	市の考え方		
ア	ア条例化に対するご意見				
1	条例は、市民にとって見慣れないものであ	3	いただいたご意見を踏まえ、分かりやすい		
	るため、分かりやすい文章にしてほしい。		条文になるよう努力します。		
2	区の役割の拡充、住民自治の強化を行うた	3	いただいたご意見のとおり、区役所が区の		
	めの条例策定だと思うが、それぞれの区の		特色を生かしたまちづくりを進め、それぞ		
	特色(観光、工業、商業、文化遺産など)		れの区を発展させるということは大切な		
	を生かせるような、区の発展を意識した独		視点であると認識しています。		
	自の事務分掌を考えることはしないのか。		条例化にあたっては、区ごとに独自の条文		
			を規定することは考えていませんが、それ		
			ぞれの区が主体的にまちづくりを進めて		
			いく旨を規定する条文となるよう検討を		
			進めているところです。		
3	機能強化及び効率化の視点に立って「5.今	3	条例化にあたっては、「区役所の基本的役		
	後の取組みの方向性」の検討を進めるよう		割」をベースに、区役所が分掌する事務を		
	に記載しているが、この取組みの方向性を、		総括的に条文として規定する予定にして		
	条例に反映させていく必要があるのではな		います。		
	いか。		「5.今後の取組みの方向性」で掲げている		
			項目については、個別の取り組みにおい		
			て、実現できるよう努力してまいります。		

No.	意見の概要	対応	市の考え方
4	条例化によって、区役所の業務がこれまで	3	今回の条例化は、地方自治法の改正を受け
	とどのように変わるのかはわからないが、		て、市民に身近な区役所の位置づけや役割
	市民が安心して利用、相談できる区役所に		を再確認するもので、条例化によって、直
	してほしい。		ちに区役所が提供するサービスや市民へ
5	条例化することで、必要に応じて、条例の	3	の対応を大きく変えるということはあり
	制定・改廃手続きが行えることは、いいこ		ません。
	とだと思う。しかし、区役所で、できるこ		今後、今回お示しした「条例化にあたって
	ととできないことが明確になり、柔軟に対		の基本的な考え方(案)」や地方自治法改
	応してもらえなくなるのではないかと不安		正の趣旨を踏まえ、効率化を図りながら、
	な面もある。		あわせて、区役所の機能強化や市民サービ
6	条例化によって、区役所が自主性を持って	3	スの向上に向けて取り組んでいきたいと
	対応することがよりはっきりすることにな		考えています。
	り、よいのではないかと思う。また、市議		
	会のチェックが働くようになるというのは		
	率直によいことだと思う。ただ、区役所で		
	の対応が柔軟にできなくなることがないよ		
	うにしてほしい。		
7	区役所の事務を条例で定めることになった	3	
	場合、私たち市民にとってどういった違い		
	があるのか。市民に身近な行政サービスの		
	提供や市民ニーズを的確に反映させるとい		
	う目的とその範囲の適正さを担保するため		
	の条例化ということだが、具体的にどうい		
	ったことが変わるのか。		
8	条例化によって「こういったことが変わり	3	
	ます」といった市民にとってのメリット・		
	デメリットはあるのか。もし、メリット・		
	デメリットがある場合は、具体的な事例で		
	の説明があると良いと思う。	(3)	
9	区役所の基本的な役割を条例で定める必要があるのか疑問である。以前は区役所に水	3	
	があるのが疑问である。以前は区役別にかり道窓口や保健所があり、便利であった。し		
	型		
	できないと言われることが多くなったよう		
	に感じられ、条例化することのメリットが		
	市民にあまり感じられないように思える。		
	「マシュー・ション・ション・ション・ランコーラン・ラン・ラン・ラン・ラン・ラン・ラン・ラン・ラン・ラン・ラン・ラン・ラン・ラ		

No.	意見の概要	対応	市の考え方
1	ー 今後の取組みの方向性に対するご意見		
10	「5.今後の取組みの方向性」の中で、「住民	1	ご指摘のとおり、地域コミュニティの強化
	主体のまちづくりを推進する」とあるが、		は大変重要であると認識しています。
	昨今、希薄になっていく地域コミュニティ		地域コミュニティを活性化させるため、
	をどのように強化していくかが重要だと思		より効果的な取り組みを、着実に実行して
	う。より効果的なコミュニティ支援の方法		まいります。
	について、早急に具体策を講じて頂くよう		
	お願いする。		
11	財政事情が厳しいため、効果的・効率的な	3	これまでも、窓口ワンストップサービスの
	運営を目指していくという方向性は理解で		導入、行政サービスコーナーや証明書自動
	きる。しかし、区役所は行政に対する市民		交付機の設置など、サービスの充実に取り
	の思いを伝える一番身近な場所である。効		組んできました。
	率化を優先するあまり、人員の削減等によ		財政事情の厳しい中ではありますが、限ら
	り、市民の声が届きにくくならないように		れた人材及び財源を最大限活用するとと
	配慮してほしい。		もに、IT化なども進めながら、今後も、
12	「効率的な」「ニーズに対応した」と言いな	3	市民に身近な行政機関である区役所の機
	がら、職員の数を減らしたため、窓口での		能強化に取り組んでまいります。
	待ち時間が以前より長くなったと感じる。		
	市役所本体も大事ではあるが、我々の直接		
	の対応窓口の多くは区役所になるので、も		
	っと区役所にも力を入れて欲しい。		
13	平成21年に設置された市税事務所は区役	3	
	所にあるが、区役所の組織ではない。場合		
	によっては、小倉北区や八幡西区の市税事		
	務所へ行かなければならず、居住地域から		
	遠くなり、市民サービスの低下と考えるこ		
	ともできる。今後も組織の統廃合が行われ		
	るだろうが、区役所の機能強化と本当に言		
	えるのか。市民からみれば、区役所の事務		
	分掌というよりは、最寄りの「区役所」と		
	いう「場所」でどのようなサービスを受け		
	ることができるのかが大切なことではない		
	のか。区役所がそのような「場所」として		
	機能強化されるよう期待している。		

No.	意見の概要	対応	市の考え方
14	市外で働いているので、住民票などが必要	3	いただいたご意見は、今後、区役所の機能
	な時は区役所が 19 時まで開いている木曜		強化や効率化などを検討するうえでの参
	日に利用することが多いが、母子の相談等		考とさせていただきます。
	はできない。仕事を持っている方のために		今後も市民にとってよりよい区役所とな
	19 時まで利用できる窓口を増やしてほし		るよう努めてまいります。
	U1°		
15	出張所によっては、利用者が少ないところ	3	
	がある。目に見える仕事だけではないと思		
	うが、住民票などは自動交付機を設置すれ		
	ば事足り、簡易な手続きであれば、今後、		
	電子申請を行うことなどにより対応できる		
	と思う。必要な出張所もあると思うが、費		
	用対効果を考え、廃止も検討すべきではな		
	いか。なお、出張所を廃止した場合には、		
	区役所までの距離が遠い人、電子申請を行		
	えない人や高齢者等もいるため、区役所ま		
	での臨時バスを週1回程度運行することも		
	必要だと思う。		
16	北九州市は全国に比して高齢化都市といわ	3	
	れているが、今後、特に福祉関連の事務は		
	区役所で実施されることとなり、市民にと		
	っては、ますます区役所の役割が重要とな		
	ると思う。市民として協力は惜しまないが		
	「簡素で効率化を目指す」「区役所の機能強		
	化を図る」「高齢化が進む中での市民との協		
	働を推進していく」ことなどは、とても大		
	変なことだと思うので、よりよい北九州市		
	とするためにがんばってほしい。		

No.	 意見の概要	対応	市の考え方
17	少子高齢化社会を迎える中で、市民に最も	3	区役所が実施する施策や窓口で取り扱う
	身近な行政窓口として、区役所の役割は今		業務をわかりやすく周知することは重要
	後益々重要になる。そうした中で、今回の		であると認識しており、区ごとのホームペ
	区役所が分掌する事務の条例化を契機に、		ージや区版の市政だより等、さまざまな手
	区役所の機能強化及び効率化を図ることは		法で広報に力を入れているところです。
	大変重要なことであると思う。市民にとっ		また、出前講演等の場で参加者の意見を聞
	て区役所がより身近な窓口となるよう、改		くなど、適宜、市民ニーズを把握できるよ
	めて区役所が分掌する事務や市の案に示さ		うにも努めております。
	れている区役所の役割について、広く市民		区の施策をお知りになりたい場合や、区役
	に周知してもらいたい。		所に対するご意見やご要望がある際は、お
18	区の施策に対して、公聴会やタウンミーテ	3	気軽に区役所各窓口へご連絡ください。
	ィングを実施する機会も提供してほしい。		
19	条例化によって、区役所の権限強化が図ら	3	いただいたご意見のとおり、区役所が主体
	れるとのことだが、区の権限の強化を図る		性を発揮し、地域の実情や特性に応じた施
	ためには、区が住民の意見を吸い上げる必		策を実施することは重要であると考えて
	要がある。その意見を反映させ、区が独自		います。
	の施策や行政サービスを実施するために		そのため、本市では、毎年、各区の方向性
	は、予算編成を区が主体的に行う必要があ		を示すまちづくり方針を策定するととも
	る。区の予算編成の権限を強化し、独自に		に、区役所が独自に使える予算を確保する
	予算編成を行うようにしなければ、区の独		などしてそれぞれの区の実情に応じた事
	自性は担保できないのではないか。		業展開を図っています。
			今後も、区役所の持つ機能を有効に活用し
			ながら、住民主体のまちづくりを進めてま
			いります。
20	「5.今後の取組みの方向性」の「多様化す	2	本市も、市民が利用しやすい区役所となる
	るライフスタイル、市民ニーズに対応した		よう環境を整備することは大切なことだ
	窓口運営」について、区役所の窓口が市民		と考えています。
	の生活環境の変化やライフスタイルに対応		ご意見を踏まえ、「多様化するライフスタ
	していくのは大切な事だが、職員の対応が		イル、市民ニーズに対応した窓口運営」に
	親切丁寧である事や、フロアの窓口配置が		「市民にとって親しみやすく、利用しやす
	わかりやすい事など、市民が気持ち良く区		い区役所となるよう職員の接遇向上や窓
	役所を利用できる環境を整えると言った視		口環境の改善に努めます。」という文章を
	点も欠かせないのではないか。たまにしか		追加記載し、利用者に満足いただける窓口
	行かないからこそ、わかりやすくて、利用		となるよう努力してまいります。
	しやすいとありがたい。		

No.	意見の概要	対応	市の考え方		
ウ	ウその他				
21	総合区制度については、「効果は不透明で課	1	今回の条例化に伴い、総合区についても必		
	題が多いことから」現在の区の機能強化を		要性等についての検討を行いました。その		
	行うとされている。総合区についてはその		結果、現時点では現行体制のもと区役所の		
	必要性等の検討がなされた上で「現時点で		機能強化に努めていくこととしたもので		
	は機能強化を優先的に行う。」とされるもの		ਰ .		
	ではないか。その意味では、総合区制度を		将来にわたって総合区の導入を否定する		
	現時点で否定する必要はないと考える。		ものではありません。		

意見に基づく「区役所が分掌する事務の条例化にあたっての基本的な 考え方(案)」の修正

【意見の概要】No.2 O

「5.今後の取組みの方向性」の「多様化するライフスタイル、市民ニーズに対応した窓口運営」について、区役所の窓口が市民の生活環境の変化やライフスタイルに対応していくのは大切な事だが、職員の対応が親切丁寧である事や、フロアの窓口配置がわかりやすい事など、市民が気持ち良く区役所を利用できる環境を整えると言った視点も欠かせないのではないか。たまにしか行かないからこそ、わかりやすくて、利用しやすいとありがたい。

【修正箇所】

「5.今後の取組みの方向性」(8ページ)

○多様化するライフスタイル、市民ニーズに対応した窓口運営

に下記のとおり、文言を追加(下線部が追加箇所)

Ш

少子・高齢化やインターネットの普及などにより、市民の生活環境は大きく変化し、ライフスタイルも多様化しつつあります。このような変化に的確に対応するため、区役所においても、時間や場所に捉われないサービスの提供など、多様な世代や暮らしに応じたきめ細かな窓口運営を目指します。

新

市民にとって親しみやすく、利用しや すい区役所となるよう職員の接遇向上や 窓口環境の改善に努めます。

また、少子・高齢化やインターネットの普及などにより、市民の生活環境は大きく変化し、ライフスタイルも多様化しつつあります。このような変化に的確に対応するため、区役所においても、時間や場所に捉われないサービスの提供など、多様な世代や暮らしに応じたきめ細かな窓口運営を目指します。

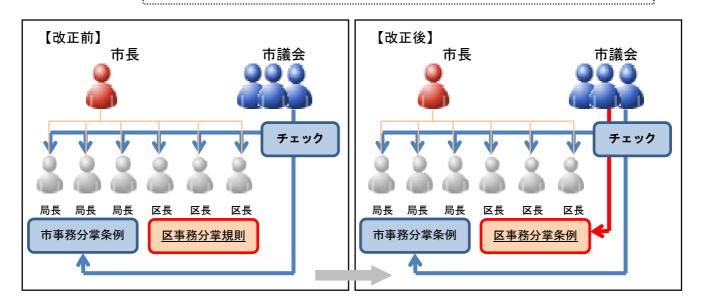
区役所が分掌する事務の条例化にあたっての 基本的な考え方について(案)

I 条例化の背景、目的

平成26年5月に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」(以下「改正自治法」といいます。)により、これまで以上に、市民に身近な行政サービスを区役所で提供することや市民ニーズを的確に行政運営に反映させることなどを目的に、区役所が分掌する事務について、その範囲の適正さを担保するため、地方公共団体の条例で定めることとされました。

これを契機に、本市では、市民に身近な行政機関である区役所の基本的な位置づけや役割を再確認し、区役所が分掌する事務を条例化しようとするものです。

※事務の分掌とは・・・市長の事務を特定の組織に分担させることをいいます。



Ⅱ 条例化にあたっての基本的な考え方

1. 行政区及び区役所の法的位置づけ

地方自治法第252条の20において、「指定都市は、市長の権限に属する事務を 分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要がある と認めるときはその出張所を置くものとする。」と定められています。

これは、大都市であるがゆえの行政と市民の距離が遠いことによる弊害を防ぐため、行政の円滑な運営と市民生活の利便性確保のための総合出先機関として、政令指定都市に行政区と区役所の設置を義務付けるものです。

2. 本市の区行政の変遷

(1)区制の変遷

昭和38年2月に、門司市・小倉市・若松市・八幡市・戸畑市の旧5市の対等合併により誕生し、同年4月に政令指定都市となった本市は、旧5市の流れを汲む5区体制でスタートしました。その後、区間における人口や面積等の格差の是正、旧市意識の脱却等を図るため、昭和49年4月に、小倉区を小倉北区と小倉南区に、八幡区を八幡東区と八幡西区に分区する行政区の再編を行い、現在の7区体制となりました。

(2) 本市の区行政の特性

上記のような歴史的経緯から、本市の区行政には、

- ○行政区の再編(分区)が行われているものの、本市の行政区は基本的に合併した 旧5市が基盤になっている。
- ○このため、区別の人口格差はあるものの、それぞれの区が、旧市の地域特性を 生かした多様な区行政を展開し、良い意味での個性的なコミュニティ形成や地域 間競争につなげている。

といった特性があげられます。

3. これまでの取組み

(1) 区役所に求められる役割の変化

区役所は政令指定都市への移行当初から、市民の利便性確保のための総合出先機関として、また災害時の地域対策拠点としての重要な役割を担ってきました。

少子高齢化や市民ニーズの多様化など社会経済環境の変化に伴い、区役所に求められる役割は次第に拡大しています。従来の、均一で効率的な行政サービスの提供だけでなく、保健福祉をはじめ日常生活の多様なケースに対応する相談拠点として、あるいは住民主体のまちづくりを推進するためのコミュニティ支援機関としての役割なども大変重要になってきています。

[1956 年に指定都市制 度が設けられた当初]

大都市であることによ る行政と市民の「遠隔 の弊」を防ぎ、行政の 円滑な運営と市民生活 の便宜のための総合出 先機関。

[60 年代後半~70 年代以降]

人口の大都市集中と公害 問題の発生及びそれらに 対応する都市行政機能の 拡大に伴って、「住民と市 役所の媒体」機能や、市民 要望を市政に反映させる 機関としての役割が期待 されるようになった。

[現 在]

(2) 区役所の機能強化の歩み

本市の区役所においては、時代や社会情勢等の変化に応じ、課題を的確に捉えるとともに、簡素で効率的な組織・人員体制の構築を推進してきました。

昭和38年4月の政令指定都市への移行当初の区役所の組織は、区長、助役のもとに部・課が置かれていましたが、旧市の体制に合わせて、区によって組織は異なっていました。昭和49年4月の7区制スタート当初には、区長、区次長のもと、7つの課に加え、市民相談室が置かれました。

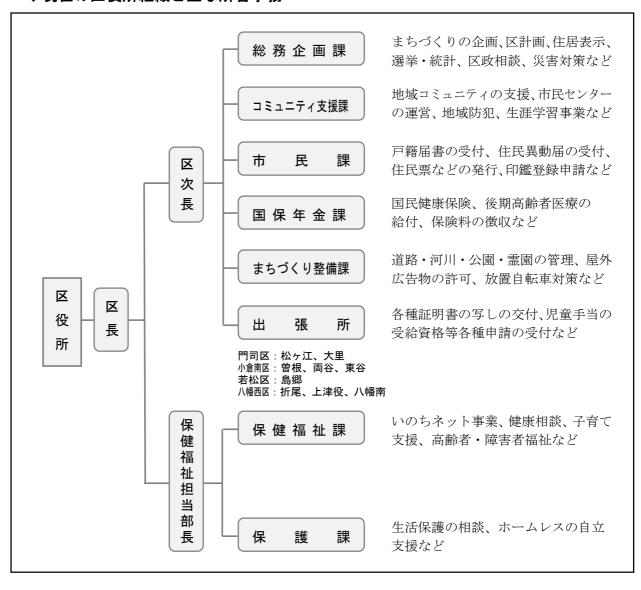
その後、平成3年に、区の独自予算「区政振興費」を創設し、続く平成5年には、区におけるまちづくりの総合的な展開を図るため、「まちづくり推進課」を新設、平成9年には「総務課」、「まちづくり推進課」、「区民生活課」の再編を行い、区のまちづくり企画機能及び広報広聴機能を強化しました。また、平成21年には課税課、納税課を区役所組織から財政局へ移管、市税事務所を設置。平成23年には、企画部門と総務部門を統合した総務企画課や、地域コミュニティ活動への支援強化を図るためのコミュニティ支援課を創設し、現在、区役所の組織は、区次長及び保健福祉担当部長が置かれる2部体制で、区長のもと、地域の特色を生かしたまちづくりの推進などに努めています。

昨年の地方自治法改正により総合区制度が創設されましたが、本市においては、 実質的な効果も不透明であり、整理すべき課題も多いと考えられることから、当面 は、現行の区役所体制のもと、時代の変化や多様化・複雑化する市民ニーズに対応 できるよう機能強化に努めていきます。

◆区役所の機能強化の経過

年 次	内容
平成3年	区の独自予算である「区政振興費」を創設
5年	区の特色あるまちづくりを推進する「まちづくり推進課」を新設
6年	保健所と福祉事務所を統合し保健福祉センターとして区役所に編入
9年	「総務課」、「まちづくり推進課」、「区民生活課」の再編・整備を行い、 区のまちづくり企画機能及び広報広聴機能を強化
15年	中央公民館をまちづくり推進課に統合し区役所に編入
16年	建設事務所の維持管理部門を「まちづくり整備課」として区役所に編入
17年	区の課題に的確に対応できる予算を充実させるため
	「区の新たな魅力づくり事業」を創設
2 1 年	市税事務所の設置(課税課、納税課が区組織から財政局所管へ)
23年	【区の機能強化】
	〇「区政振興費」と「区の新たな魅力づくり事業」を統合し、
	独自予算を拡充(区行政推進費)
	〇企画部門と総務部門を統合し「総務企画課」を創設
	〇「コミュニティ支援課」を創設
	【行政サービスの均等で効率的な提供】
	〇窓ロワンストップサービス開始
	〇窓口受付時間の延長(毎週木曜日19時まで)の実施
	〇区政事務センターを創設

◆現在の区役所組織と主な所管事務



(3) 事務処理・組織の効率化、サービス拠点の拡大・分散

社会経済情勢が厳しさを増す中、本市では、限られた財源・人材などの行財政資源を有効に活用するため、事務処理・組織の集約や拠点化などの効率化に取り組む一方、区役所間の業務連携による行政区に捉われないサービス提供など、市民ニーズに適合した質の高い行政サービス提供体制の構築に努めています。

◆事務処理・組織の効率化、サービス拠点の拡大・分散の取組み

	項目	効 果
事務処理	〇区役所各業務の電算化による業務	〇住民票、戸籍証明、印鑑証明などの
の効率化	の連携及び効率化	行政区の枠を超えたサービスの提供
		〇手続き時間の短縮
	〇窓ロワンストップサービス	〇窓口の待ち時間の短縮、区間平準化
組織の	〇行政効率の観点からの行政機能の	〇効率・効果的な事務の推進
効率化	集約(保健所、環境事務所、水道	
	営業所、建設事務所、市税事務所	
	の統合)	
	〇市民課の窓口後方事務を区政事務	○窓口の待ち時間の短縮、区間平準化
	センターに集約	〇事務処理負担の均一化
サービス拠点	〇証明書自動交付機の設置	〇より市民に身近な場所での行政サー
の拡大・分散	〇行政サービスコーナーの設置	ビスの提供
	〇出張所に保健福祉相談員を配置	
	〇小地区単位で高齢者の保健福祉	
	相談に応じる包括支援センター	
	の設置	
	〇郵便局を活用した証明書の交付	

4. 本市における区役所の位置づけと役割

本市では、合併した旧5市の特性を生かしながら、自治会などの地縁による団体をはじめとする多様な担い手によって、地域の抱える生活課題の解決を図り、よりよいまちづくりを目指した活動が実践されています。また、近年では、各地の商店街やNPO、ボランティア団体などによる社会貢献活動の機運も高まっています。

一方、市域全体では、本市のまちづくりのビジョンである「元気発進! 北九州」 プランに沿って、まちづくりが行われています。

こうした中で、各行政区に設置される区役所は、地域における総合的な市民サービスの最前線として、また、地域の特色を生かしたまちづくりの推進役として、市民と市政との距離を縮め、地域の多種多様なニーズを北九州市全体のまちづくりに反映させる役割を担うものとして位置づけられます。

平成25年6月の、国の「第30次地方制度調査会答申」においても、政令指定都市において、住民に身近な行政サービスを住民により近い組織において提供することや、住民がより積極的に行政に参画しやすい仕組みを検討することが必要とされ、住民に身近な行政区の役割を強化し、明確にすることが求められているように、住民自治の強化を図る観点からも、区の役割の重要性は、今後、さらに高まっていくことが予想されます。

現在、北九州市では、「元気発進!北九州」プランの実現に向け、毎年度、区政の基本的な方向性を示した「区のまちづくり方針」を策定するなど、行政区単位で、歴史や文化など、それぞれの区が有する個性や特性を生かした魅力あるまちづくりに取り組むことにより、北九州市全体の魅力を高め、市民が愛着と誇りを持つことのできる都市づくりを目指しています。

また、「北九州市自治基本条例」においては、コミュニティ活動がコミュニティの自律性及び自主性に配慮しながら、地域の特性に応じて効果的に行われるよう、コミュニティに対する支援を、市が積極的に行うこととしており、その支援にあたっては、コミュニティに身近な存在で、地域の情報が集まる区役所の役割を重視し、区役所の組織・機能を最大限に活用することが求められています。

さらに、区役所は、市民に身近な窓口機関として、戸籍や住民票、国民健康保険、 市道の維持・補修、福祉に関する支援・相談、生活保護など、市民生活を支える基 礎的な行政サービスを、効率的・効果的かつ総合的に提供する役割を担っています。 今後も区役所が、質の高い行政サービスを提供し続けていくためには、新たな行政 課題や時代の変化に柔軟に適応していくことが必要です。

このようなことを踏まえると、区役所の果たすべき基本的役割は、次の4点に整理することができます。

◆区役所の基本的役割

基本的役割 1 区の特性を生かした魅力あるまちづくりを推進する役割

区役所は、市民との協働のもと、区内の事業所や本庁部局等との総合調整を図りながら、区の特性を生かし、地域ニーズに対応したまちづくり施策を展開する役割を担います。

基本的役割2 地域のコミュニティ活動を積極的に支援する役割

区役所は、地域団体、市民、NPO、企業など多様な主体が、互いに協働しながら、地域の特性に応じて効果的に活動できるよう、地域で活躍する人材の育成や団体間のネットワークづくりなど、コミュニティを積極的に支援する役割を担います。

基本的役割3 市民に身近な行政サービスを効果的・効率的に提供する役割

区役所は、保健福祉・子育てに関する相談や道路、公園の維持管理など、 市民に身近な施策や事業を区の実情に応じて、きめ細かに実施するとともに、 住民情報の登録や証明書の発行など、市民生活に関わる基礎的な行政サービ スを効果的・効率的に提供する役割を担います。

基本的役割4 市民のニーズを把握して市政に反映する役割

区役所は、市民に最も身近な行政機関として、多様な市民の意見やニーズ を的確に把握し、市の施策に反映させる役割を担います。

5. 今後の取組みの方向性

少子・高齢化の進展や本格的な人口減少社会の到来を迎え、国・地方自治体を通じた厳しい財政事情等を踏まえると、今後、単純に予算や人員の充実を求めていくことは困難な状況です。将来にわたって区役所が、その時々の市民ニーズに適合した、質の高い行政サービスを持続可能な形で提供していくためには、区役所の業務内容や組織の見直しなど、行財政運営の効率化を図り、併せて、区役所機能の強化に取り組みながら、住民主体のまちづくりを推進することが必要になります。

このような考え方のもと、今後の区役所は、機能強化及び効率化の両面を踏まえながら、次のような視点に立った取組みの検討を進めていきます。

○多様化するライフスタイル、市民ニーズに対応した窓口運営

市民にとって親しみやすく、利用しやすい区役所となるよう職員の接遇向上や 窓口環境の改善に努めます。

<u>また、</u>少子・高齢化やインターネットの普及などにより、市民の生活環境は大きく変化し、ライフスタイルも多様化しつつあります。このような変化に的確に対応するため、区役所においても、時間や場所に捉われないサービスの提供など、多様な世代や暮らしに応じたきめ細かな窓口運営を目指します。

○地域コミュニティの強化に向けた支援

近年、地域コミュニティに対する住民意識の低下や、コミュニティを支える人材の不足が問題となる一方、団塊世代の高齢化が進む中、地域における「共助」の役割が重要性を増しています。次世代を担う若い世代やマンション住民をはじめ、幅広い層のコミュニティへの参画促進など、より効果的なコミュニティ支援の方法について検討を進めます。

○市民生活の安全・安心に直結する問題への対応

異常気象により、各地で発生する土砂災害やゲリラ豪雨等の自然災害への備えや、全国的に社会問題化している老朽空き家への対応など、市民の間には防災・防犯をはじめとする安全・安心への関心が高まっています。区役所は、災害時の地域対策拠点の役割を果たすとともに、地域住民による日常的な防犯活動への支援など、安全・安心の役割の充実・強化を図ります。

○進展する地方分権への的確な対応

地方分権の大きな流れの中、地方分権一括法の施行などにより、福祉をはじめとする様々な分野で、国や県からの権限移譲が進んでいます。本市においても、区役所がその受け皿となることで、これまで以上に、地域の実情にあわせたきめ細かなサービスを迅速に提供することが可能になります。区役所においても、このような権限移譲に的確に対応していきます。

○ⅠCTを有効に活用した業務の見直し

情報化の進展により、社会環境が大きく変化する中、行政運営におけるICT (情報通信技術)の役割は、ますます重要度を増しています。住民サービス提供の最前線である区役所においても、市民の個人情報保護等に留意しつつ、ICT を有効に活用して、事務の省力化、正確性の向上を図ると同時に、市民の利便性向上につながるような業務の見直しを進めていきます。

○効果的・効率的な区役所の運営

これまで、本市の区役所では、市民課後方事務の集約や税務部門の市税事務所への統合など、事務処理、組織の効率化を進めてきました。社会経済環境が厳しさを増す中、将来にわたり区役所が質の高い行政サービスを持続可能な形で提供し続けていくために、限られた財源、人材などを有効に活用できる区役所運営のあり方について、研究し、最善を尽くしていきます。

Ⅲ 条例化の概要

1. 条例化の手法及び考え方

今回の条例化にあたっては、条例上、区に関する基礎的な情報をまとめて一覧で見ることができるよう、本市における区の区域や区役所の名称等を定めている「区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域に関する条例」の一部を改正し、新たに区役所の分掌する事務に関する規定を設けます。

新たに規定する条文では、市の事務分掌条例とのバランスに留意し、区役所の主な事務を概括的に表現することを予定しています。

◆区役所の分掌する事務(条文イメージ)

- ○区が主体的に行う地域のまちづくりに関する事項
- ○地域のコミュニティ活動の支援に関する事項
- ○戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- ○区における社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項
- 〇区における子ども及び家庭に関する事項
- 〇区における道路その他土木に関する事項
- ○その他区民に身近な行政サービスに関する事項

2. 施行期日

改正自治法の施行日と同日の平成28年4月1日とします。

Ⅳ 条例化のスケジュール

平成27年11月16日 ~ ペ パブリックコメントの実施 12月15日 常任委員会への報告 平成28年 2月議会 条例議案の提出(予定) 平成28年 4月 1日 条例の施行